

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年10月13日

【会社名】 株式会社関西アーバン銀行

【英訳名】 Kansai Urban Banking Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役会長兼頭取 橋本 和正

【本店の所在の場所】 大阪府中央区西心齋橋1丁目2番4号

【電話番号】 大阪(06)6281-7000(大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 市岡 和人

【最寄りの連絡場所】 東京都港区新橋5丁目1番9号 銀泉新橋第2ビル2階
株式会社関西アーバン銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)6721-5156

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 東京事務所長 賀谷 寛

【縦覧に供する場所】 株式会社関西アーバン銀行びわこ営業部
(滋賀県大津市中央4丁目5番12号)
株式会社関西アーバン銀行京都支店
(京都市下京区烏丸通松原下る五条烏丸町406番地)
株式会社関西アーバン銀行神戸支店
(兵庫県神戸市中央区御幸通7丁目1番15号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当行は、当行と株式会社関西みらいフィナンシャルグループとの株式交換（予定）に関して、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、2017年9月27日付で臨時報告書を提出しておりますが、当該臨時報告書に一部訂正すべき事項がありましたので、同法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正内容】

訂正箇所は____を付して表示しております。

・本経営統合について

1. 本経営統合の背景と目的

(1) 本経営統合の経緯

(訂正前)

2017年3月3日公表の「みなと銀行、関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行の経営統合に関する基本合意について」に記載のとおり、全当事者は、統合各社がそれぞれの強み・特性を活かしつつ、関西経済のさらなる活性化や力強い発展に貢献することは、関西をマザーマーケットとする金融機関としての最大の使命であり、ひいては日本経済の持続的な成長の一翼を担うものであるとの基本認識のもと、統合各社が長年培ってきたお客さま及び地域社会との関係をベースに、「**関西の未来とともに歩む新たなリテール金融サービスモデル**」の構築に向けて、統合準備委員会を設置して企業理念、ガバナンス、経営方針、ビジネスモデル、統合形態などの協議・検討を進めてまいりました。その結果、本持株会社の下に統合各社が結集する本経営統合を行うことで、統合各社が単独で存続する以上の企業価値の向上を実現できるとの判断に至り、2017年9月26日、本経営統合を行うことについて最終合意致しました。

(訂正後)

2017年3月3日公表の「株式会社みなと銀行、株式会社関西アーバン銀行及び株式会社近畿大阪銀行の経営統合に関する基本合意について」に記載のとおり、全当事者は、統合各社がそれぞれの強み・特性を活かしつつ、関西経済のさらなる活性化や力強い発展に貢献することは、関西をマザーマーケットとする金融機関としての最大の使命であり、ひいては日本経済の持続的な成長の一翼を担うものであるとの基本認識のもと、統合各社が長年培ってきたお客さま及び地域社会との関係をベースに、「**関西の未来とともに歩む新たなリテール金融サービスモデル**」の構築に向けて、統合準備委員会を設置して企業理念、ガバナンス、経営方針、ビジネスモデル、統合形態などの協議・検討を進めてまいりました。その結果、本持株会社の下に統合各社が結集する本経営統合を行うことで、統合各社が単独で存続する以上の企業価値の向上を実現できるとの判断に至り、2017年9月26日、本経営統合を行うことについて最終合意致しました。

(3) 統合グループの経営戦略

ビジネスモデル実現に向けた基本的な考え方

(i) マザーマーケットである関西でのプレゼンスの更なる向上と関西経済への貢献

(訂正前)

- ・ 関西における圧倒的なプレゼンス・地元密着のリレーションを活かした関西経済へ貢献

地元関西の中小企業・個人にフォーカスした事業戦略を更に深化させてまいります。

信託・不動産機能を活用したお客さまに真に役立つ承継ソリューション等をご提供してまいります。

創業支援、ものづくり企業支援等プログラムの充実による地方創生への取組みを加速してまいります。

- ・ 地銀トップクラスの個人向けビジネスをさらに磨き、お客さまの資産形成をサポート

地銀トップクラスの住宅ローンを更に強化し、お客さまの豊かな生活をサポートしてまいります。

地銀No.1の投資信託残高に加えて、ファンドラップ、個人型DCなど多様な商品を新たに展開してまいります。

- ・ お客さま基盤と店舗ネットワークを活かした圧倒的な利便性を提供

海外進出サポート、M&A、ビジネスマッチングなどお客さまのビジネス創出ニーズに対応してまいります。

圧倒的な店舗ネットワークに加えて、りそなグループも含めたATM相互利用によりお客さまの利便性を向上してまいります。

(訂正後)

- ・ 関西における圧倒的なプレゼンス・地元密着のリレーションを活かした関西経済へ貢献
地元関西の中小企業・個人にフォーカスした事業戦略を更に深化させてまいります。
信託・不動産機能を活用したお客さまに真に役立つ承継ソリューション等をご提供してまいります。
創業支援、ものづくり企業支援等プログラムの充実による地方創生への取組みを加速してまいります。
- ・ 地銀トップクラスの個人向けビジネスをさらに磨き、お客さまの資産形成をサポート
地銀トップクラスの住宅ローンを更に強化し、お客さまの豊かな生活をサポートしてまいります。
地銀No.1の投資信託残高に加えて、ファンドラップ、個人型DCなど多様な商品を新たに展開してまいります。
- ・ お客さま基盤と店舗ネットワークを活かした圧倒的な利便性を提供
海外進出サポート、M&A、ビジネスマッチングなどお客さまのビジネス創出ニーズに対応してまいります。
地銀最大の店舗ネットワークに加えて、りそなグループも含めたATM相互利用によりお客さまの利便性を向上してまいります。

2. 本経営統合の内容・スケジュール

(1) 本経営統合の方式

(訂正前)

第三段階

みなと銀行、当行及び本持株会社は、本株式交換をそれぞれ実施します（本株式交換の効力発生を以下、「本クロージング」）。本株式交換の主な条件の概要については、下記(3)を、本株式交換の詳細については、下記をそれぞれご参照下さい。

本持株会社の普通株式を株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」）市場第一部に同取引所の定める有価証券上場規程第208条に従い上場（以下、「テクニカル上場」）します。

本経営統合完了時

上記の3段階を経て、2018年4月1日に予定している本経営統合完了時には、以下のとおりみなと銀行、当行及び近畿大阪銀行を完全子会社とする本持株会社が発足致します。

なお、当行及び近畿大阪銀行は、統合効果を最大化する見地から、2019年4月を目途として、合併により組織形態の最適化を行う予定です。

(訂正後)

第三段階

当行、みなと銀行及び本持株会社は、本株式交換をそれぞれ実施します（本株式交換の効力発生を以下、「本クロージング」）。本株式交換の主な条件の概要については、下記(3)を、本株式交換の詳細については、下記をそれぞれご参照下さい。

本持株会社の普通株式を株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」）市場第一部に同取引所の定める有価証券上場規程第208条に従い上場（以下、「テクニカル上場」）します。

本経営統合完了時

上記の3段階を経て、2018年4月1日に予定している本経営統合完了時には、以下のとおり当行、みなと銀行及び近畿大阪銀行を完全子会社とする本持株会社が発足致します。

なお、当行及び近畿大阪銀行は、統合効果を最大化する見地から、2019年4月を目途として、合併により組織形態の最適化を行う予定です。

・本株式交換について

1. 本株式交換の相手会社に関する事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(訂正前)

商号	株式会社関西みらいフィナンシャルグループ (英文名称 Kansai Mirai Financial Group, Inc.)
本店の所在地	大阪市中央区備後町2丁目2番1号
代表者の氏名	菅 哲哉
資本金の額	250,000,993円(予定)
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。 1. 当会社の属する銀行持株会社グループの経営管理及びこれに付帯又は関連する一切の業務 2. 前号の業務のほか、銀行法により銀行持株会社が行うことのできる業務

(注) 前記「 . 本経営統合について」の「2. 本経営統合の内容・スケジュール」の「(2)本経営統合の日程(予定)」に記載のとおり、本持株会社は、2017年11月頃(予定)に設立予定です。

なお、本株式交換契約の当事者は、本持株会社、当行及びみなと銀行であります。みなと銀行の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容は以下のとおりです。

商号	株式会社みなと銀行
本店の所在地	兵庫県神戸市中央区三宮町2丁目1番1号
代表者の氏名	代表取締役 頭取 服部 博明
資本金の額	27,400百万円
純資産の額(連結)	137,180百万円
総資産の額(連結)	3,417,209百万円
事業の内容	普通銀行業務

(訂正後)

商号	株式会社関西みらいフィナンシャルグループ (英文名称 Kansai Mirai Financial Group, Inc.)
本店の所在地	大阪市中央区備後町2丁目2番1号
代表者の氏名	菅 哲哉
資本金の額	250,000,993円(予定)
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。 1. 当会社の属する銀行持株会社グループの経営管理及びこれに付帯又は関連する一切の業務 2. 前号の業務のほか、銀行法により銀行持株会社が行うことのできる業務

(注) 前記「 . 本経営統合について」の「2. 本経営統合の内容・スケジュール」の「(2)本経営統合の日程(予定)」に記載のとおり、本持株会社は、2017年11月頃(予定)に設立予定です。

なお、本株式交換契約の当事者は、本持株会社、当行及びみなと銀行であります。みなと銀行の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容は以下のとおりです。

商号	株式会社みなと銀行
本店の所在地	兵庫県神戸市中央区三宮町2丁目1番1号

代表者の氏名	代表取締役 頭取 服部 博明
資本金の額	27,484百万円
純資産の額（連結）	138,588百万円
総資産の額（連結）	3,506,644百万円
事業の内容	普通銀行業務

3. 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

(1) 本株式交換の方法

(訂正前)

本株式交換は、本持株会社を株式交換完全親会社、当行を株式交換完全子会社とする株式交換、及び、本持株会社を株式交換完全親会社、みなと銀行を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、本持株会社、当行及びみなと銀行において、2017年12月26日開催予定の臨時株主総会にて、また、当行において、同日開催予定の普通株主による種類株主総会及び本優先株主による種類株主総会にて、それぞれ本株式交換契約の承認を受けた上で、2018年4月1日を効力発生日として行う予定です。

なお、三井住友銀行は、その保有する全ての当行の普通株式に係る議決権（2017年3月末の当行の総株主の議決権数の49.36%に相当）及びみなと銀行の普通株式（三井住友銀行が退職給付信託の信託財産として拋出し、議決権行使の指図権を留保しているみなと銀行の普通株式を含む。）に係る議決権（2017年3月末のみなと銀行の総株主の議決権数の46.42%に相当）の行使にあたり、本株式交換契約の承認の議案に賛成することに同意しています。

(訂正後)

本株式交換は、本持株会社を株式交換完全親会社、当行を株式交換完全子会社とする株式交換、及び、本持株会社を株式交換完全親会社、みなと銀行を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、本持株会社、当行及びみなと銀行において、2017年12月26日開催予定の臨時株主総会にて、また、当行において、同日開催予定の普通株主による種類株主総会及び本優先株主による種類株主総会にて、それぞれ本株式交換契約の承認を受けた上で、2018年4月1日を効力発生日として行う予定です。

なお、三井住友銀行は、その保有する全ての当行の普通株式に係る議決権（2017年3月末の当行の総株主の議決権数の49.36%に相当）及びみなと銀行の普通株式（三井住友銀行が退職給付信託の信託財産として拋出し、議決権行使の指図権を留保しているみなと銀行の普通株式を含む。）に係る議決権（2017年3月末のみなと銀行の総株主の議決権数の45.09%に相当）の行使にあたり、本株式交換契約の承認の議案に賛成することに同意しています。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容

本持株会社と当行との間の株式交換に係る株式の割当ての内容

(注3) 本株式交換において本持株会社が交付する新株式数（予定）

(訂正前)

本持株会社は、本株式交換及び本持株会社とみなと銀行との株式交換（以下、「みなと銀行株式交換」）に際して、普通株式310,458,808株を新たに発行し割当て交付する予定です。

上記の本持株会社が交付する新株式数は、当行が2017年7月28日に提出した第155期第1四半期報告書に記載された2017年7月28日現在の当行の普通株式の発行済株式総数（73,791,891株）及び当行の本優先株式の発行済株式総数（73,000,000株）、並びに、みなと銀行が2017年8月4日に提出した第19期第1四半期報告書（以下、「みなと銀行第1四半期報告書」）に記載された2017年8月4日現在のみなと銀行の普通株式の発行済株式総数（41,095,197株）を前提として本株式交換及び本持株会社とみなと銀行との株式交換により発行される本持株会社の普通株式数を算出しております。

但し、当行及びみなと銀行は、本株式交換により本持株会社が当行及びみなと銀行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時においてそれぞれが保有する自己株式（会社法第785条第1項に定める、本株式交換及びみなと銀行株式交換に際して行使される反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を消却する予定であるため、当行が2017年7月28日に提出した2018年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された2017年6月30日現在において当行が所有する当行普通株式に係る自己株式数（300,241株）、及び、みなと銀行第1四半期報告書に記載された2017年6月30日現在においてみなと銀行が所有するみな

と銀行普通株式に係る自己株式数(57,200株)は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、当行又はみなと銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、当行の2017年3月31日時点における自己株式数又はみなと銀行の2017年6月30日時点における自己株式数が当該直前時までに変動した場合は、本持株会社の交付する新株式数が変動することがあります。なお、当行の自己株式については、上記300,241株のほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的には所有していない株式が100株あります。

(訂正後)

本持株会社は、本株式交換に際して、普通株式310,458,808株を新たに発行し割当て交付する予定です。

上記の本持株会社が交付する新株式数は、当行が2017年7月28日に提出した第155期第1四半期報告書に記載された2017年7月28日現在の当行の普通株式の発行済株式総数(73,791,891株)及び当行の本優先株式の発行済株式総数(73,000,000株)、並びに、みなと銀行が2017年8月4日に提出した第19期第1四半期報告書(以下、「みなと銀行第1四半期報告書」)に記載された2017年8月4日現在のみなと銀行の普通株式の発行済株式総数(41,095,197株)を前提として本株式交換により発行される本持株会社の普通株式数を算出しております。

但し、当行及びみなと銀行は、本株式交換により本持株会社が当行及びみなと銀行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時においてそれぞれが保有する自己株式(会社法第785条第1項に定める、本株式交換及びみなと銀行株式交換に際して行使される反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。)の全部を消却する予定であるため、当行が2017年7月28日に提出した2018年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された2017年6月30日現在において当行が所有する当行普通株式に係る自己株式数(300,241株)、及び、みなと銀行第1四半期報告書に記載された2017年6月30日現在においてみなと銀行が所有するみなと銀行普通株式に係る自己株式数(57,282株)は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、当行又はみなと銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、当行の2017年6月30日時点における自己株式数又はみなと銀行の2017年6月30日時点における自己株式数が当該直前時までに変動した場合は、本持株会社の交付する新株式数が変動することがあります。なお、当行の自己株式については、上記300,241株のほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的には所有していない株式が100株あります。

(注4) 単元未満株式の取扱いについて

(訂正前)

本株式交換により、単元未満株式の割当てを受ける当行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項規定に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

(訂正後)

本株式交換により、単元未満株式の割当てを受ける当行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

本持株会社とみなと銀行との間の株式交換に係る株式の割当ての内容

(注4) 単元未満株式の取扱いについて

(訂正前)

本株式交換により、1単元(100株)未満の本持株会社の普通株式(以下、「単元未満株式」)の割当てを受けるみなと銀行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会

社法第192条第1項規定に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

(訂正後)

本株式交換により、1単元(100株)未満の本持株会社の普通株式(以下、「単元未満株式」)の割当てを受けるみなと銀行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

4. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

(2) 算定に関する事項

算定の概要

(b) みなと銀行による算定の概要

(訂正前)

みなと銀行は、下記「公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等」に記載のとおり、本株式交換に用いられる上記3.(2)「本持株会社とみなと銀行との間の株式交換に係る株式の割当ての内容」に記載のみなと銀行普通株式に係る本株式交換比率の算定に当たって公正性を担保するため、みなと銀行の財務アドバイザー(第三者算定機関)としてEYトラザクシオン・アドバイザリー・サービス株式会社(以下、「EYTAS」)を、リーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所をそれぞれ選定のうえ、本株式交換に関する検討を開始し、第三者算定機関であるEYTASから2017年9月26日付で受領した株式交換比率算定書及びフェアネス・オピニオン、並びにリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所からの助言を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記2.(1)「本持株会社とみなと銀行との間の株式交換に係る株式の割当ての内容」に記載の株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

(訂正後)

みなと銀行は、下記「公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等」に記載のとおり、本株式交換に用いられる上記3.(2)「本持株会社とみなと銀行との間の株式交換に係る株式の割当ての内容」に記載のみなと銀行普通株式に係る本株式交換比率の算定に当たって公正性を担保するため、みなと銀行の財務アドバイザー(第三者算定機関)としてEYトラザクシオン・アドバイザリー・サービス株式会社(以下、「EYTAS」)を、リーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所をそれぞれ選定のうえ、本株式交換に関する検討を開始し、第三者算定機関であるEYTASから2017年9月26日付で受領した株式交換比率算定書及びフェアネス・オピニオン、並びにリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所からの助言を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記3.(2)「本持株会社とみなと銀行との間の株式交換に係る株式の割当ての内容」に記載の株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等

(a) 当行による措置

(訂正前)

当行は、当行の親会社である三井住友銀行が、りそなホールディングスとの間で、その保有する全ての当行普通株式36,109,772株(所有割合()49.11%)を、みなと銀行株式公開買付けに応募する旨の合意をし、また、三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友銀行が本統合契約の当事者となっていることに鑑み、当行株式公開買付けのほか、本株式交換を含む本経営統合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を講じております。

(訂正後)

当行は、当行の親会社である三井住友銀行が、りそなホールディングスとの間で、その保有する全ての当行普通株式36,109,772株(所有割合()49.11%)を、当行株式公開買付けに応募する旨の合意をし、また、三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友銀行が本統合契約の当事者となっていることに鑑み、当行株式公開

買付けのほか、本株式交換を含む本経営統合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を講じております。

(b) みなと銀行による措置

イ 独立した財務アドバイザーの起用

(訂正前)

みなと銀行は、本経営統合の検討に関する助言その他本経営統合の実現に向けた支援を受けるため、株式交換比率算定を依頼した上記の独立した第三者算定機関であるEYTASを独立した財務アドバイザーとして起用するほか、野村證券株式会社（以下、「野村證券」）を独立した財務アドバイザーとして起用しております。なお、みなと銀行は、野村證券からは株式交換比率算定書及びフェアネス・オピニオンは取得していません。

(訂正後)

みなと銀行は、本経営統合の検討に関する助言その他本経営統合の実現に向けた支援を受けるため、株式交換比率算定を依頼した上記アの独立した第三者算定機関であるEYTASを独立した財務アドバイザーとして起用するほか、野村證券株式会社（以下、「野村證券」）を独立した財務アドバイザーとして起用しております。なお、みなと銀行は、野村證券からは株式交換比率算定書及びフェアネス・オピニオンは取得していません。

・その他

4. 当行における支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

(訂正前)

当行の親会社である三井住友銀行が、りそなホールディングスとの間で、その保有する全ての当行普通株式36,109,772株(所有割合49.11%)を、本公開買付けに応募する旨の合意をし、また、三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友銀行が本統合契約の当事者となっていることに鑑み、本経営統合は、支配株主との取引等に該当します。

当行が、2017年7月3日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書(以下、「CG報告書」)で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本経営統合における適合状況は、以下のとおりです。

当行が、CG報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」では、「当行と親会社等との取引につきましては、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本方針とし、その基本方針に沿った規定を定め、その規定に従った運用としておりますので、少数株主の保護に反するような不利益な取引を行うことはございません。なお、当行は、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び株式会社三井住友銀行の連結子会社であり、同社グループの経営方針を踏まえて、当行が独自の判断に基づく経営を行っており、一定の独立性が確保されていると認識しております。」と記載しておりますが、当行は、4.(2)「公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じているところ、同指針より更に厳格な体制をもって、本経営統合における少数株主の保護を図っております。

(訂正後)

当行の親会社である三井住友銀行が、りそなホールディングスとの間で、その保有する全ての当行普通株式36,109,772株(所有割合49.11%)を、当行株式公開買付けに応募する旨の合意をし、また、三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友銀行が本統合契約の当事者となっていることに鑑み、本経営統合は、支配株主との取引等に該当します。

当行が、2017年7月3日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書(以下、「CG報告書」)で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本経営統合における適合状況は、以下のとおりです。

当行が、CG報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」では、「当行と親会社等との取引につきましては、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本方針とし、その基本方針に沿った規定を定め、その規定に従った運用としておりますので、少数株主の保

護に反するような不利益な取引を行うことはございません。なお、当行は、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び株式会社三井住友銀行の連結子会社であり、同社グループの経営方針を踏まえて、当行が独自の判断に基づく経営を行っており、一定の独立性が確保されていると認識しております。」と記載しておりますが、当行は、 . 4 . (2) 「公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じているところ、同指針より更に厳格な体制をもって、本経営統合における少数株主の保護を図っております。

以 上